

第24回

定時株主総会 招集ご通知



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。

<https://p.sokai.jp/3850/>



議案

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役1名選任の件
- 第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

～企業理念～

Mission Vision Value

Mission (存在意義)

人・企業・社会を情報技術でつなぎ、未来に向けた新たな価値を創造し、グローバルに発信する

Vision (目指す姿)

お客様のビジネス変革を推進するグローバルDXパートナーへ

Value (価値観・行動指針)

挑戦 (Challenge)

固定観念にとらわれず、変化を楽しみながら共に挑戦し続ける

協創 (Collaboration)

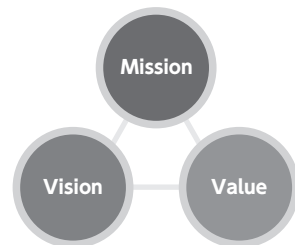
多様性を認めあい、思いやりを持って共に支えあいながら新しい価値を作り出す

感動と驚きを (Beyond Expectations)

常にプロフェッショナルとしての自覚を持ち、共にお客様の期待を超える

社会 (Global Citizen)

社会の一員であることを意識し、共に真摯な姿勢で取り組む



株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

ここに第24回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

当社では2022年4月期よりデジタル時代に向けた新たな中期計画を策定し、「顧客のビジネス変革を企画・実行・成果創出まで支援できるグローバルDXパートナーの実現」をスローガンに全社を挙げて取り組んでまいります。

DX（デジタルトランスフォーメーション）を通じたビジネス変革を目指すお客様がこれまで以上に増えていく中で、従来の業務プロセスをデジタル化して労働生産性を大きく向上させたい、またそれらのDXシステムをローコード開発により素早くアジャイルで構築したいというお客様の期待は大きく、当社は当分野でのシェアの拡大、新ソリューションの創出やパートナーとの関係づくり、サービス力やコンサルティング力の向上などに集中して成果をあげていきたいと考えております。

ここに謹んでご挨拶を申し上げますとともに、今後とも引き続きご支援ご鞭撻を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。



株式会社NTTデータ イントラマート
代表取締役社長
中山 義人

Q イントラマートの対象マーケットと今後の見通しについて教えてください

創業以来、ワークフロー（申請、承認などの決裁業務の電子化）という日本企業の商慣行に基づいたマーケットを対象にビジネスを拡大し、15年連続でシェアNo1となっています。

近年はワークフローで培った「つなぐ技術」を応用し、人やシステム・顧客・取引先まで含めた業務プロセスの自動化（BPMと呼ばれます）、及びそれらのDXシステムを素早く開発可能なローコード開発ツール市場に参入、着実にビジネスを伸ばしています。この市場は、働き方改革やDX化の機運を背景に、RPAやAI、OCRなど関連の技術も含めて今後大きく伸長することが期待されています。

Q 対象マーケットにおける競合との差別化について教えてください

業務プロセス自動化のマーケット、及びローコード開発ツールのマーケットは、IT業界の中でも急成長している注目市場です。そのため、外資系大手をはじめ多くの競合がいます。またベンチャー企業などもデジタル技術を活用したソリューションにより市場参入してきました。

しかし、以下の点で競合優位な差別化が可能になると考えています。

- ・ 当社が長年培った「つなぐ技術」に基づいた製品プロダクトの強み
- ・ 全国200社を超えるパートナーとの強固なリレーション
- ・ 9,500社を超える導入実績とノウハウ
- ・ 包括的な業務改善サポートを可能とするコンサルティングサービスの提供

Q 中長期的な成長施策について教えてください

- ・ 急速に拡大しているローコード開発ツール市場においてシェアを拡大し、国内TOP3を目標にします。
- ・ 当社ソリューションをクラウド環境で利用して素早く効果を出したいというお客様ニーズは大きく拡大しています。当中期計画では様々な業務アプリケーションを開発しクラウド搭載していくことで、さらなるサブスクリプション収入の拡大に努めてまいります。あわせて、従来のライセンス提供形態もサブスクリプションモデルに転換していくことで、中長期的に飛躍的な成長を実現します。
- ・ お客様の業務改善をサポートする上流コンサルティング（DXコンサルティング）が伸びています。当中期計画ではコンサルティング要員のさらなる拡充により、サービス収入の一層の拡大と利益率向上に努めてまいります。
- ・ お客様のビジネス変革を企画・実行・成果創出まで支援できる、長期の顧客リレーションシップを確立します。

目次

第24回定時株主総会招集ご通知 …………… 1

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件 …………… 6

第2号議案 取締役1名選任の件 …………… 7

第3号議案 取締役に対する譲渡制限付
株式の付与のための報酬決
定の件 …………… 9

事業報告 …………… 12

連結計算書類 …………… 26

計算書類 …………… 28

監査報告 …………… 30

証券コード 3850
2023年5月29日

株 主 各 位

NTT DATA

東京都港区赤坂四丁目15番1号
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・イントラマート
代表取締役社長 中山 義人

第24回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第24回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.intra-mart.jp/ir/meeting.html>

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/3850/teiji/>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010030Action.do>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「NTTデータイントラマート」又は「コード」に当社証券コード「3850」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご確認ください。）

なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネットによって議決権を行使することができます（4～5ページ参照）。お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月16日（金曜日）午前10時

2. 場 所 東京都千代田区紀尾井町1番4号
東京ガーデンテラス紀尾井町4階
紀尾井カンファレンス メインルームC+D

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第24期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第24期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役1名選任の件

第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた内容を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

◎当社は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、電子提供措置事項記載書面に記載すべき事項のうち、次に掲げる事項を上記インターネット上の当社ウェブサイト、株主総会資料掲載ウェブサイト、東京証券取引所ウェブサイトに掲載しておりますので、書面交付請求をいただいた株主様に交付する書面には記載しておりません。

事業報告

- ・直前3事業年度の財産及び損益の状況
- ・主要な事業内容
- ・主要な事業所
- ・主要な借入先の状況
- ・その他企業集団の現況に関する重要な事項
- ・会計監査人の状況
- ・業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

連結計算書類

- ・連結株主資本等変動計算書
- ・連結計算書類の連結注記表

計算書類

- ・株主資本等変動計算書
- ・計算書類の個別注記表



◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記電子提供措置をとっている各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p>株主総会にご出席される場合</p> <p>議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日 時</p> <p>2023年6月16日(金曜日) 午前10時</p>	 <p>書面（郵送）で議決権を行使される場合</p> <p>議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2023年6月15日(木曜日) 午後5時30分到着分まで</p>	 <p>インターネットで議決権を行使される場合</p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2023年6月15日(木曜日) 午後5時30分入力完了分まで</p>
--	--	---

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 股

○○○○ 御中

××××年 ×月××日

(株主印)

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
QRコード

○○○○○○

ここに議案の賛否をご記入ください。

第1・2・3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書はイメージです。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

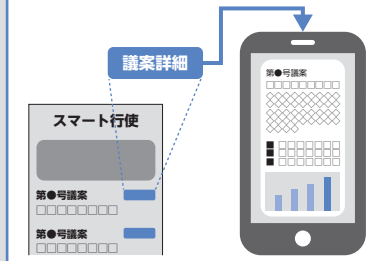
1. ログインQRコードを読み取る方法「スマート行使[®]」

議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

「スマート行使」の画面上で
株主総会議案の詳細が参照可能になりました



「スマート行使」での議決権行使は1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、下記2.の手順により再度議決権行使をお願いいたします。

※ログインQRコードを再度読み取っていただく、PC向けサイトへ遷移できます。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2. 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

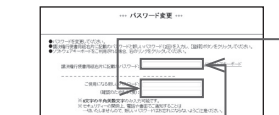
2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力
(初回のみ) ご自身で新しい
パスワードを設定してください
「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

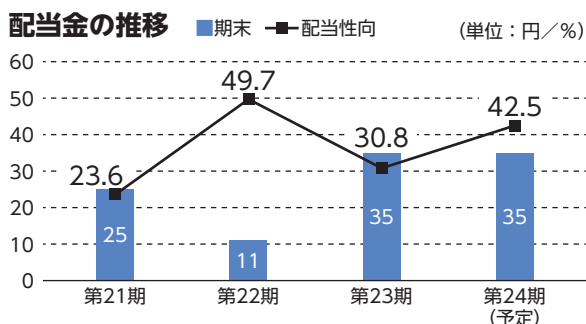
期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置付けており、株主の皆様への利益還元と内部留保充実のバランスを総合的に判断し、業績と市場の状況に応じて柔軟に対応することを、配当政策の基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績、中長期的な見通し、投資計画及び資金状況並びに株主の皆様への利益還元等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金35円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は169,563,415円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年6月19日といたしたいと存じます。

<ご参考>



第2号議案 取締役1名選任の件

取締役溝淵敬司氏は、本総会終結の時をもって辞任いたします。つきましては、その補欠として取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠として選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

しげ あきのり
重 彰記

新任

生年月日

1975年5月27日

所有する当社の株式数

-株

取締役在任年数

-

取締役会出席状況

-

略歴、当社における地位及び担当

1998年4月	エヌ・ティ・ティ・データ通信(株) (現 (株)エヌ・ティ・ティ・データ) 入社
2013年7月	同社 ビジネスソリューション事業本部 部長
2019年4月	同社 ビジネスソリューション事業本部 AI&IoT事業部ソリューション統括部長
2022年7月	同社 TC事業本部 Data&Intelligence事業部長
2023年4月	同社 ソリューション事業本部 シニア・スペシャリスト (現職)

重要な兼職の状況

(株)エヌ・ティ・ティ・データ ソリューション事業本部 シニア・スペシャリスト
 (株)NTTデータ・スマートソーシング 取締役 (2023年6月就任予定)

取締役候補者とした理由

重彰記氏は、長年にわたりソリューションビジネスに携わり、幅広い見識を有しております。その経験や知見を当社取締役会において活かすことで、当社の事業推進を図るとともに業務執行の監督等の役割を担うことが期待されるため、取締役候補者としていたしました。

- (注) 1. 重彰記氏は、当社の親会社である㈱エヌ・ティ・ティ・データのソリューション事業本部 シニア・スペシャリストであり、また、上記のとおり過去10年間においても同社の使用人であり、各地位、各担当にありました。また、同氏は2023年6月から親会社の子会社である㈱NTTデータ・スマートソーシングの取締役を兼務予定であります。
2. 当社は、重彰記氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、以下を概要とする同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
 「取締役（業務執行取締役等を除く）が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項が定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 上記の責任限定が認められるのは、当該取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られるものとする。」
3. 当社は、すべての取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の概要は、事業報告に記載のとおりであります。重彰記氏が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考】 取締役会及び監査役会の構成（スキルマトリックス）

	企業経営	事業		コーポレート		グローバル	ESG
		マーケティング・営業	IT・デジタル	財務・ファイナンス	法務・リスクマネジメント		
中山義人 代表取締役社長	●	●	●			●	
鈴木誠 取締役				●	●		●
重彰記 取締役		●	●				
中村靖 社外取締役	●			●	●		●
伊藤卓 社外取締役					●	●	
坂本茂 社外監査役	●	●	●				
小関純 社外監査役	●		●	●			●
井戸友次 監査役		●	●				

※上記一覧表は、各人の有するすべての知見や経験を表すものではありません。

第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2006年6月28日開催の第7回定時株主総会において年額1億円以内（ただし、使用人分給与を含まない。）とご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

対象取締役は、本議案に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行又は処分を受けるものとし、本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額2000万円以内といたします。また、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年間15,000株以内といたします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合は、上限数はその比率に応じて調整されるものといたします。なお、当該発行又は処分の1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とされない範囲において取締役会にて決定します。

また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の対象取締役は3名であり、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、引き続き対象取締役は3名となります。

また、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします。なお、本割当契約により割り当てる当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）には、譲渡制限の解除条件に業績条件を含まないもの（以下「本割当株式Ⅰ」といいます。）と、譲渡制限の解除条件に業績条件を含むもの（以下「本割当株式Ⅱ」といいます。）があります。

- (1) 対象取締役は、本割当株式Ⅰ及び本割当株式Ⅱのそれぞれについて、次に定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
①本割当株式Ⅰの譲渡制限期間
3年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間
②本割当株式Ⅱの譲渡制限期間
1年間以上の期間で当社の取締役会が定める期間
- (2) 対象取締役が次に定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式Ⅰ及び本割当株式Ⅱのうち当該喪失日を含む役務提供期間に対応するものを当然に無償で取得する。
①本割当株式Ⅰの役務提供期間
3年間から5年間までの間で当社の取締役会が定める期間
②本割当株式Ⅱの役務提供期間
1年間以上の期間で当社の取締役会が定める期間
- (3) 当社は、本割当株式Ⅰ及び本割当株式Ⅱのそれぞれについて、対象取締役が次に定める譲渡制限の解除条件を満たした場合、各譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、各役務提供期間が満了する前に上記(2)に定める地位を喪失した場合には、本割当株式Ⅰ及び本割当株式Ⅱのうち当該喪失日を含む役務提供期間に対応するものについて、譲渡制限を解除する株式数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
①本割当株式Ⅰの譲渡制限の解除条件
対象取締役が役務提供期間中継続して上記(2)に定める地位にあったこと
②本割当株式Ⅱの譲渡制限の解除条件
対象取締役が役務提供期間中継続して上記(2)に定める地位にあったことに加えて、当社の取締役会が目標値として設定した一定の業績目標を達成すること
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

- (5) 当社は、譲渡制限期間中に、対象取締役が法令、社内規則又は本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (6) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (7) 上記(6)に規定する場合においては、当社は、上記(6)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

【譲渡制限付株式を付与することが相当である理由】

本議案は、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対して譲渡制限株式の付与のための報酬を支給するものです。

当社は、2023年5月12日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を改定しており、その概要は事業報告に記載のとおりであります。本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は当該方針に沿う必要かつ合理的な内容となっております。また、本議案に基づき1年間に発行又は処分される株式数の上限の発行済株式総数（2023年3月31日時点）に占める割合は0.3%とその希薄化率は軽微です。

そのため、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

（ご参考）

当社は、当社の執行役員及び一部従業員に対しても、譲渡制限付株式を付与する予定であります。

以上

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果



当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、景気の先行きが不透明な状況で推移いたしました。ワクチン接種の普及や緊急事態宣言解除等により、経済活動再開の兆しがみられたものの、変異株の感染再拡大の影響により、一部経済活動の制限が継続されております。

当社が事業を展開する情報サービス産業におきましては、DX化推進に伴うIT需要の高まりから、顧客企業における設備投資マインドがポジティブに変わりつつあり、今後は一層DX市場が拡大していくものと思われれます。

このような情勢のもと、当社グループは「①DX実現に向けた新しい販売モデルの構築、②ソリューションの競争力強化、③サービス分野の大幅な強化と持続的な成長、④業務効率化と人材育成」を当期の重点方針として掲げ、引き続き業績の向上に努めてまいりました。

具体的には「①DX実現に向けた新しい販売モデルの構築」として、年間を通じて販売特約店パートナー4社、コンサルティングパートナー1社、アライアンスパートナー1社と新たにパートナー契約を締結いたしました。パートナー契約により、豊富な情報や知見を通じて、幅広い事業領域に向けて販売強化に取り組んでまいりました。この結果、当社製品が株式会社富士カメラ総研『ソフトウェアビジネス新市場 2022年版』の「ワークフロー市

場」分野において、2008年の調査開始以来、15年連続第1位を獲得いたしました。

「②ソリューションの競争力強化、③サービス分野の大幅な強化と持続的な成長」につきましては、ローコード開発基盤として利用可能なクラウドサービス「Accel-Mart」の運用、保守にかかる負担を軽減し、お問い合わせ対応や監視、維持管理などの充実した「Accel-Mart マネージドサービス」をリリース、「intra-mart」とクラウド請求書受領サービス「Bill One」の連携や保険業界向け最先端保険システムフレームワーク「BIMs」をAPAC地域で販売開始等、ソリューションの強化と持続的な成長に向け積極的に取り組んでまいりました。また、2021年7月に設立されたユーザー会「intra-mart User Group」（略称IMUG：あいまぐ）」の加入企業が130社を超え、ユーザー間のつながりと発想によって業種業態の垣根を越えたイノベーション加速の原動力となる場に進化し続けています。

「④業務効率化と人材育成」につきましては、働き方改革を推し進めるとともに、体制強化に向けた採用活動を推進してまいりました。

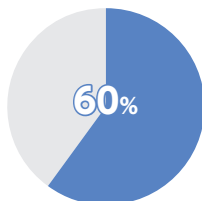
この結果、売上高7,966,701千円（前期比4.1%増）、営業利益810,557千円（前期比3.9%減）、経常利益765,044千円（前期比5.7%減）、親会社株主に帰属する当期純利益399,440千円（前期比27.4%減）となりました。

なお、当連結会計年度において、新規ビジネスであるSaaSソリューション提供のための既存ソフトウェア資産から減損損失が発生し、229,547千円特別損失として計上されております。

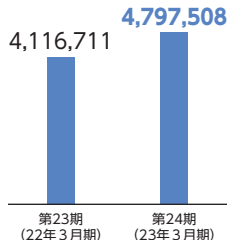
事業別の業績は、次のとおりです。

ソフトウェア事業

売上高構成比



売上高 (単位：千円)

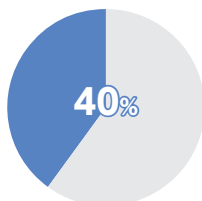


「intra-mart」は、全国の特約店パートナーを通じて販売しており、「intra-mart」の基盤製品及びクラウドサービスの販売が伸長し、全般に堅調に推移しました。

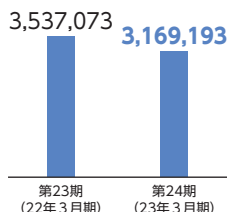
この結果、売上高は4,797,508千円（前期比16.5%増）となりました。

サービス事業

売上高構成比



売上高 (単位：千円)



「intra-mart」を利用したシステム開発や周辺サービス等は、システム開発の伸長などにより、全般に好調に推移しました。

この結果、売上高は3,169,193千円（前期比10.4%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は453,365千円で、その主なものは当社の無形固定資産の取得（355,912千円）によるものであります。当該金額は、市場販売目的ソフトウェアを除いております。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度においては、増資等による資金調達はありません。

なお、設備投資資金は、自己資金をもって充当しました。

(2) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

株式会社エヌ・ティ・ティ・データは、当社の株式2,320,000株（議決権比率47.9%）を保有しており、実質的な支配基準により、当社の親会社であります。また、株式会社エヌ・ティ・ティ・データの親会社はNTT株式会社及び日本電信電話株式会社であり、同社は当社の株式2,320,000株（議決権比率47.9%）を間接所有しており、当社の親会社であります。

当社は、各親会社との間において、当社製品の販売及びサービスの提供等の取引を実施しております。これらの取引については、他の特約店と同様の取引条件で実施しており、当社取締役会においても同様の理由により当該取引が当社の利益を害するものではないと判断しております。

また当社は、株式会社エヌ・ティ・ティ・データより、取締役及び監査役を招聘しております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	所在地	主要な事業内容
株式会社NTTデータ・イントラマートCSI	10百万円	100.0%	東京都品川区	当社製品に関する各種サービスの提供
NTTデータイントラマートソフトウェアシステム（上海）有限公司	2,100千米ドル	60.0%	中国上海市	当社製品の販売及び当社製品に関する各種製造

(3) 対処すべき課題

ニューノーマル時代を勝ち抜くための競争力強化や業務効率化等、企業の持続的な成長のためにはDX（デジタルトランスフォーメーション）の実現が必要不可欠となっております。

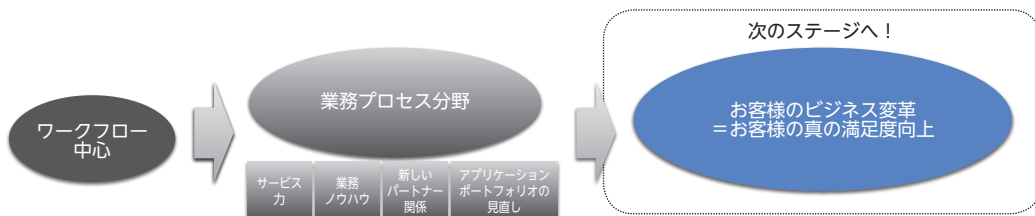
経済産業省のDXレポートにもあるように、当社がターゲットとする「業務プロセスのデジタル化」は、今後企業が取り組むべき重要なアクションの一つであり、今後成長が見込まれるマーケットであります。

このようななか、当社は「顧客のビジネス変革を企画・実行・成果創出まで支援できるグローバルDXパートナーの実現」をスローガンとして、2025年度までの4年間の中期経営計画を策定いたしました。

■ 中期経営計画 (FY2022-2025)

顧客のビジネス変革を企画・実行・成果創出まで支援できるグローバルDXパートナーの実現

業務プロセス分野のDXを通じて、お客様に効率化やコスト削減にとどまらずビジネス変革への貢献を目指します。



■ 中期経営計画の取り組み

従来のライセンス提供モデルから、お客様との長期リレーションシップを主体としたサブスクリプションモデルにビジネス転換していくため、次の4点を核とする「お客様」を起点とした様々な経営改革を実行してまいります。

1. 業務プロセスのデジタル化を実現するローコード開発ツール充実とシェア拡大

DXの普及と進展に合わせて、業務プロセスのデジタル化を指向するお客様が増えています。またそれらのDXシステムを、ローコード開発ツールを利用した、ユーザー主体の「アジャイル開発+内製化」で実現しようとする傾向も増えてきました。このようなトレンドに沿って、自社ソリューションに一層の磨きをかけ、該当市場でのシェア拡大を推進します。

2. ユーザーニーズを取り入れながら業務アプリケーション (DPS) のターゲット市場を拡大

DX領域ではアジャイルによる素早い開発が求められる一方で、標準化された業務領域には既に実績のある完成されたアプリケーションをそのまま導入し活用するというトレンドがあります。これらの領域においては、ユーザーニーズを積極的に取り入れながら、業種業界ごとに特化した業務アプリケーション (DPS) をクラウド主体に展開していきます。

3. クラウド・サブスクリプションへの転換

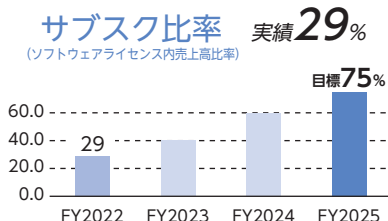
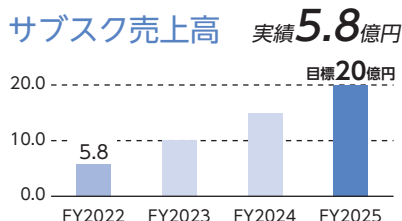
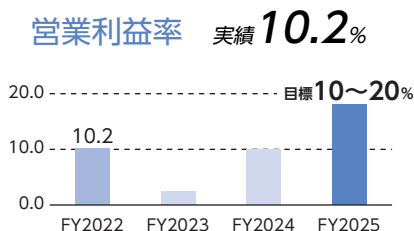
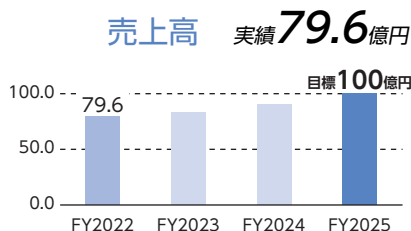
従来のライセンス提供モデルでは、お客様へのシステム導入以降は、保守サポートを接点とした取引でした。これをクラウド・サブスクリプションモデルに転換することで、お客様のDXを成功させるためのコンサルティングサービスや蓄積データを活用した新サービスなどにつなげていき、お客様との長期リレーションシップを確立します。

4. 業務プロセス改善コンサルティング～ローコードによるシステム開発～保守まで、ビジネス変革全般でのサポートを強化

業務プロセスのデジタル化の実現に向けて、現状業務を可視化し「あるべき業務プロセス」の策定を支援する業務プロセス改善コンサルティング（DXコンサルティング）の需要が伸びています。当社ではこの領域の人員強化を実施するとともに、ローコードによるシステム開発や保守までを一気通貫するサービスを推進していきます。これにより、DXに向けたお客様のビジネス変革全般をサポートできる体制を構築するとともに、サービス収入の一層の拡大と利益率向上に努めてまいります。

■ 中期経営計画（FY2022～2025）進捗状況

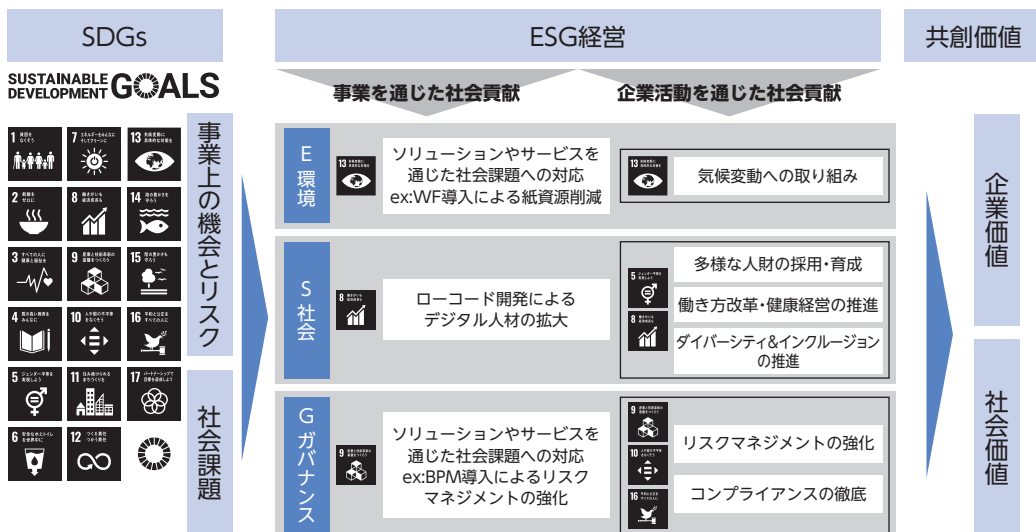
FY2022時点における進捗状況初年度、順調な走り出し



■ ESG経営への取組

当社はローコード開発や業務のデジタル化のソリューションを通じて、お客様と共にサステナビリティの課題に取り組むとともに、今までデジタルと距離があった人材をデジタル人材にする事でこの課題を解決していきます。

また、当社ではSDGsを参照しながら、事業を通じた貢献と、企業活動を通じた貢献に分類したうえで、E（環境）S（社会）G（ガバナンス）に分類し、特定した重要課題を中心に、お客様やステークホルダーの皆様と価値を共創していきます。



■ 株主還元方針

当社は株主に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置付けており、今後の当社の配当政策の基本方針としては、株主への利益還元と内部留保充実のバランスを総合的に判断し、業績と市場動向の状況に応じた柔軟な対応をとっていく所存です。

中期経営計画（2022～2025年度）では、事業方針等により一時的に利益が減少する場合においても安定的に配当することを目標とします。

内部留保資金の用途については、既存コア事業拡大の為の研究開発や、M&A等将来の企業価値を高めるための投資に優先的に活用する等、長期的な視点で事業拡大への貢献を考えたいで行ってまいります。

(4) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
ソフトウェア事業	114名	12名増
サービス事業	97名	8名減
全社（共通）	38名	12名増
合計	249名	16名増

- (注) 1. 使用人数は就業人数であり、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。
 2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

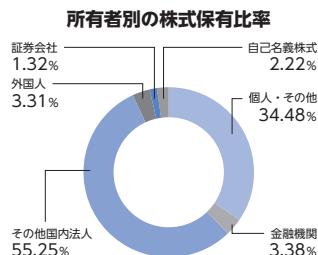
② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
242名	16名増	35歳	6年

- (注) 1. 使用人数は就業人数であり、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。
 2. 平均年齢及び平均勤続年数は社外から当社への出向者、及び当社から社外への出向者を除いて算出しております。

2. 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 11,200,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,955,000株
- (3) 株主数 3,001名
- (4) 大株主 (上位10名)



株主名	持株数	持株比率
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	2,320,000株	47.89%
中山義人	575,100株	11.87%
株式会社DTS	127,000株	2.62%
日本スタートラスト信託銀行株式会社	78,500株	1.62%
五味大輔	75,000株	1.55%
伊藤忠テクノソリューションズ株式会社	60,000株	1.24%
株式会社日立ソリューションズ	60,000株	1.24%
NECネクサソリューションズ株式会社	60,000株	1.24%
株式会社日本カストディ銀行	55,500株	1.15%
MSIP CLIENT SECURITIES	45,193株	0.93%

- (注) 1. 当社は、自己株式110,331株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 持株比率は小数点第3位を四捨五入しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	中山 義人	執行役員 開発本部長 兼 グローバル本部長 NTTデータイントラマートソフトウェア系統(上海)有限公司 董事長 (株)NTTデータ・ビジネスインテグラル 取締役 MBP SMATEC(株) 取締役 (株)B-Prost 取締役
取締役	鈴木 誠	執行役員 管理本部長
取締役	溝淵 敬司	(株)エヌ・ティ・ティ・データ ソリューション事業本部 デジタルビジネスソリューション事業部長
取締役	中村 靖	メタウォーター(株) エグゼクティブアドバイザー
取締役	伊藤 卓	弁護士・弁理士 (伊藤法律特許事務所) 特定非営利活動法人 ジョムスン 監事
常勤監査役	坂本 茂	
監査役	井戸 友次	(株)エヌ・ティ・ティ・データ ソリューション事業本部 CRM統括部長
監査役	小関 純	(株)KJビジネスサポート 代表取締役社長

- (注) 1. 取締役中村靖氏及び伊藤卓氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役坂本茂氏及び小関純氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 監査役小関純氏は、長年にわたり会社経営及び経営企画に従事しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 当事業年度中の役員の異動は次のとおりであります。
 - ① 監査役川畑文昭氏は、2022年6月15日開催の第23回定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたしました。
 - ② 監査役河西謙治氏は、2022年6月15日開催の第23回定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたしました。
 - ③ 監査役井戸友次氏は、2022年6月15日開催の第23回定時株主総会において選任され、就任いたしました。
 - ④ 監査役小関純氏は、2022年6月15日開催の第23回定時株主総会において選任され、就任いたしました。
5. 当社は、取締役中村靖氏、伊藤卓氏、並びに監査役坂本茂氏、小関純氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 社外役員に関する「重要な兼職の状況」につきましては、後記「(3) 社外役員に関する事項」の①をあわせてご参照ください。
7. 責任限定契約の内容
当社と各取締役（業務執行取締役を除く）及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該役員がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。
8. 役員等賠償責任保険契約の内容
当社と各取締役及び各監査役は、会社法430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしています。当該契約の被保険者は当社取締役、当社執行役員、当社監査役であり、その保険料の全額を会社が負担しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に関する事項

2023年5月12日開催の取締役会において、本株主総会にお諮りしている第3号議案を承認いただくことを条件として新たな取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定に関する方針（以下、「決定方針」という。）を決議いたしました。これは、当事業年度末における取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定に関する方針（以下「当事業年度末における決定方針」という。）を一部変更したものです。非金銭報酬に関して本株主総会にお諮りしている第3号議案を承認いただいた場合の決定方針は以下のとおりとなります。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針及び報酬の構成・水準については、客観性・

透明性を確保するために、独立社外取締役及び親会社に対して説明を行い、適切な助言を得たうえで、取締役会にて決定しております。

取締役の個人別の報酬等については、株主総会で決議された額の範囲内で、役位ごとの役割や責任範囲に基づき相応しい水準を確保するとともに、業績向上に対する適切なインセンティブを付与するという方針の下で、基本報酬と短期の業績連動報酬を金銭報酬として、中長期の業績連動報酬を株式報酬として支給することとします。(注) 1

短期の業績連動報酬は、主に財務目標等を指標とした計画達成度を基準として支給金額を算定し、基本報酬とあわせて、月額報酬として毎月支給することとします。中長期の業績連動報酬は、一定期間の譲渡制限を付した譲渡制限付株式を、原則として毎年支給することとし、支給株式数は、役位ごとの役割や責任範囲に基づき決定します。

譲渡制限は、一定期間中継続して当社の取締役その他取締役会で定める地位にあったことを条件として(一部については、これに加えて、中期経営計画で掲げた財務目標、その他施策の指標の目標値を上回ることを条件として)、解除されるものとします。報酬構成割合は、標準的な業績の場合、おおよ「基本報酬：業績連動報酬：株式報酬=60：25：15」としております。(注) 2

社外取締役の個人別報酬については、業務執行から独立した立場であることから業績に連動させず、基本報酬のみを月額報酬として支給することとしております。

- (注) 1. 当事業年度末における決定方針においては、中長期の業績連動報酬である株式報酬はございません。
2. 当事業年度末における決定方針においては、「基本報酬：業績連動報酬=7：3」としております。

②取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役中山義人に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた業績連動報酬の額の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

③取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2006年6月28日開催の第7回定時株主総会において年額1億円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名(うち、社外取締役は0名)です。

監査役の報酬限度額は、2008年6月18日開催の第9回定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

④取締役及び監査役の報酬等の総額

当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額は、次のとおりです。

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	47,996 (8,999)	35,599 (8,999)	12,397 (-)	4 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	9,600 (9,600)	9,600 (9,600)	- (-)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	57,596 (18,599)	45,199 (18,599)	12,397 (-)	7 (5)

(注) 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	兼職先会社名	兼職内容	関係
社外取締役	中村 靖	メタウォーター株式会社	エグゼクティブアドバイザー	(注) 1
社外取締役	伊藤 卓	伊藤法律特許事務所 特定非営利活動法人ジヨムスン	弁護士・弁理士 監事	(注) 2
社外監査役	小関 純	株式会社KJビジネスサポート	代表取締役社長	(注) 3

- (注) 1. 取締役中村靖氏の兼職先であるメタウォーター株式会社と当社との間には、製品の販売及びサービス提供等の取引関係があります。
2. 取締役伊藤卓氏の兼職先である伊藤法律特許事務所及び特定非営利活動法人ジヨムスンと当社との間には、重要な取引関係はありません。
3. 監査役小関純氏の兼職先である株式会社KJビジネスサポートと当社との間には、重要な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

		活 動 状 況
取締役	中 村 靖	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席いたしました。会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識のもとに、経営を適切に監督するため、独立した客観的な立場から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための発言を行っております。
取締役	伊 藤 卓	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席いたしました。弁護士として法律に関する専門的な知識と経験に基づき、経営を適切に監督するため、独立した客観的な立場から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役	坂 本 茂	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席し、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。豊富な実務経験並びにこれに基づく高い見識のもとに、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、内部統制監査、業務監査等に関して必要な発言を行っております。
監査役	小 関 純	就任後当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回に出席し、監査役会10回のうち10回に出席いたしました。豊富な企業経営の経験並びにこれに基づく高い見識のもとに、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、内部統制監査、業務監査等に関して必要な発言を行っております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	4,745,248	流 動 負 債	2,165,917
現金及び預金	3,314,700	買掛金	422,123
売掛金	1,086,747	未払法人税等	66,502
契約資産	121,738	賞与引当金	142,612
その他	222,062	契約負債	1,188,654
固 定 資 産	2,732,318	完成工事補償引当金	50,150
有形固定資産	176,035	資産除去債務	57,068
建物	136,113	その他	238,806
工具器具及び備品	39,922	固 定 負 債	586,049
無形固定資産	1,815,406	退職給付に係る負債	548,519
ソフトウェア	1,060,527	資産除去債務	37,529
ソフトウェア仮勘定	754,806	負 債 合 計	2,751,967
その他	72	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	740,877	株 主 資 本	4,694,815
投資有価証券	167,744	資 本 金	738,756
敷金及び保証金	211,325	資 本 剰 余 金	668,756
繰延税金資産	361,768	利 益 剰 余 金	3,686,001
その他	39	自 己 株 式	△398,698
資 産 合 計	7,477,567	その他の包括利益累計額	30,785
		為替換算調整勘定	30,785
		純 資 産 合 計	4,725,600
		負 債 純 資 産 合 計	7,477,567

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		7,966,701
売 上 原 価		4,406,557
売 上 総 利 益		3,560,144
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,749,587
営 業 利 益		810,557
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	20	
受 取 配 当 金	6,048	
イ ベ ン ト 協 賛 金	10,600	
そ の 他	1,032	17,701
営 業 外 費 用		
固 定 資 産 除 却 損	11,617	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	32,137	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	19,459	63,213
経 常 利 益		765,044
特 別 損 失		
減 損 損 失	229,547	229,547
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		535,496
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	212,783	
法 人 税 等 調 整 額	△76,727	136,056
当 期 純 利 益		399,440
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		399,440

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	4,667,680	流 動 負 債	2,155,186
現金及び預金	3,138,701	買掛金	423,262
売掛金	1,083,638	未払金	190,934
契約資産	115,872	未払費用	25,179
前渡金	637	未払法人税等	65,550
前払費用	204,950	賞与引当金	137,956
関係会社短期貸付金	90,000	契約負債	1,184,740
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	19,000	完成工事補償引当金	50,150
その他	14,878	資産除去債務	57,068
		その他	20,344
固 定 資 産	2,774,834	固 定 負 債	586,049
有 形 固 定 資 産	174,722	退職給付引当金	548,519
建物	136,113	資産除去債務	37,529
工具器具及び備品	38,609	負 債 合 計	2,741,235
無 形 固 定 資 産	1,816,583	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	1,060,778	株 主 資 本	4,701,278
ソフトウェア仮勘定	755,731	資 本 金	738,756
その他	72	資 本 剰 余 金	668,756
投 資 そ の 他 の 資 産	783,528	資本準備金	668,756
投資有価証券	60,662	利 益 剰 余 金	3,692,464
関係会社株式	104,918	その他利益剰余金	3,692,464
関係会社長期貸付金	50,000	繰越利益剰余金	3,692,464
敷金及び保証金	209,990	自 己 株 式	△398,698
繰延税金資産	357,917	純 資 産 合 計	4,701,278
その他	39	負 債 純 資 産 合 計	7,442,514
資 産 合 計	7,442,514		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		7,956,816
売上原価		4,450,420
売上総利益		3,506,395
販売費及び一般管理費		2,701,581
営業利益		804,814
営業外収益		
受取利息	320	
受取配当金	7,548	
イベント協賛金	10,600	
その他	307	18,776
営業外費用		
関係会社貸倒損失	13,176	
為替差損	2,267	
固定資産除却損	9,753	
投資有価証券評価損	19,459	44,656
経常利益		778,933
特別損失		
減損損失	229,547	
関係会社株式評価損	56,281	285,829
税引前当期純利益		493,103
法人税、住民税及び事業税	210,391	
法人税等調整額	△75,990	134,401
当期純利益		358,702

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・イントラマート
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	梅	谷	哲	史
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	寺	出	俊	也

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・イントラマートの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・イントラマート及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表12.重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2023年4月28日に株式会社プロレド・パートナーズからプロサインBSM事業を譲り受けることについて合意し、同日に事業譲渡契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・イントラマート
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	梅	谷	哲	史
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	寺	出	俊	也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・イントラマートの2022年4月1日から2023年3月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表12.重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2023年4月28日に株式会社プロレド・パートナーズからプロサインBSM事業を譲り受けることについて合意し、同日に事業譲渡契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号口の判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月11日

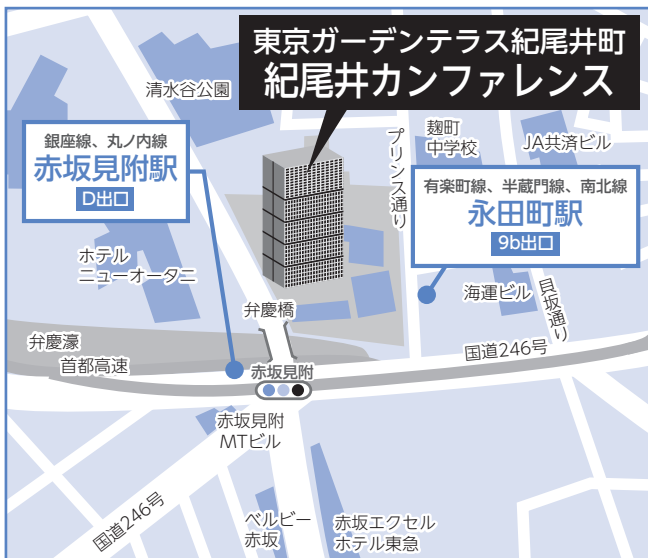
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・イントラマート 監査役会
常勤監査役 (社外監査役) 坂本 茂 印
監査役 (社外監査役) 小関 純 印
監査役 井戸 友次 印

以上

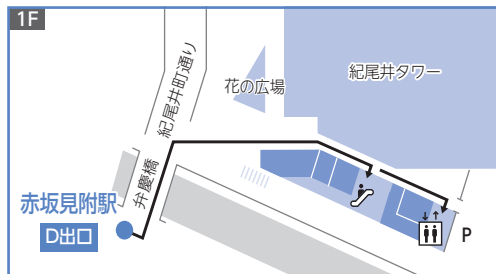
株主総会会場ご案内図

会場：東京ガーデンテラス紀尾井町
4階 紀尾井カンファレンス
メインルームC+D
東京都千代田区紀尾井町1番4号

交通：永田町駅直結/
赤坂見附駅より徒歩1分
東京メトロ5路線利用可能
有楽町線・半蔵門線・南北線・
銀座線・丸ノ内線

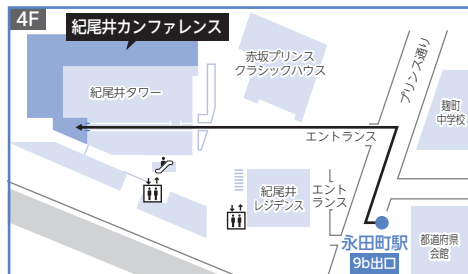


赤坂見附駅 D出口 をご利用の場合



弁慶橋を渡り、「紀尾井タワー」の1階レストラン・ショップより、エスカレーターまたはエレベーターで4階へ上がってください。

永田町駅 9b出口 をご利用の場合



エントランスから真っすぐ進んだ先の「紀尾井タワー」の自動ドアより、お入りください。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。